

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	若年者医療費給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、若年者医療費給付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

岡山県美作市長

## 公表日

令和3年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	若年者医療費給付に関する事務
②事務の概要	・条例に基づき、若年者医療証交付申請書の受付、若年者医療証の交付、医療費の助成及び受給者台帳の管理等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。申請者の住民票情報・所得情報・医療保険情報等を確認し、若年者医療証の交付及び医療費の助成を行う。
③システムの名称	乳幼児医療システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
若年者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第2 1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部市民課 岡山県美作市栄町38番地2

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	市民課長 藤井千枝	課長	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策 各項目	—	各項目を追記	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4-①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和2年5月1日	表紙 評価書名	乳幼児医療費助成事務 基礎項目評価書	乳幼児等医療費給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年5月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	乳幼児医療費助成事務	乳幼児等医療費給付に関する事務	事後	
令和2年5月1日	I 1. ①事務の名称	乳幼児医療費助成に関する事務	乳幼児等医療費給付に関する事務	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	表紙 公表日	平成27年12月1日	令和2年5月1日	事後	
令和3年7月1日	表紙 評価書名	乳幼児等医療費給付に関する事務	若年者医療費給付に関する事務	事前	
令和3年7月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	乳幼児等医療費給付に関する事務	若年者医療費給付に関する事務	事前	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事前	
令和3年7月1日	I 関連情報 1-①事務の名称	乳幼児等医療費給付に関する事務	若年者医療費給付に関する事務	事前	
令和3年7月1日	I 関連情報 1-①事務の名称	乳幼児医療証	若年者医療証	事前	
令和3年7月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	乳幼児ファイル	若年者ファイル	事前	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和3年7月1日時点	事前	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和3年7月1日時点	事前	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条第14項	番号法第19条第8号	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの